

令和6年12月16日

社会文教委員会協議会 資料No.4-1

飯田市保育所等における 医療的ケア児受入れガイドライン



令和6年12月

こども未来健康部 保育家庭課



はじめに

～みんなで育ち合う保育のために～

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活を送るうえで医療的ケアを必要としているこども（以下「医療的ケア児」という。）の数は年々増加し、医療的ケア児の保育ニーズも高まっています。

平成28年5月には児童福祉法が改正され、各地方公共団体において医療的ケア児が必要な支援を受けられるように保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の推進を図るよう努めることとされました。

また、令和3年9月には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）が施行されました。この医療的ケア児支援法の基本理念では、「医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行わなければならない。」と掲げられ、地方公共団体には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関わる施策を実施する責務を、保育所等には、在園する医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務を有すると明記されました。

医療的ケア児の受入れには、医療・福祉を始めとした関係機関との連携が不可欠であり、保育所等において医療的ケア児に保育を提供する場合は、医療的ケアの安全な施行と、職員による保育中の体調変化に対する見守りや、緊急時に対する迅速な対応等が求められます。

このため、本市としては医療的ケア児の保護者から保育所等の利用について相談があった場合に円滑な受入れができるように、また、個々の医療的ケア児の状況に応じて安全性を確保し、医療的ケア児及びその家族が安心して保育所等の利用を実施していくために飯田市保育所等における医療的ケア児受入れガイドラインを策定いたしました。

保育と医療の協働の中、こども達が仲間と共に生活することで育まれる相互理解は、お互いの成長につながっていきます。医療的ケア児と周りのこども達が「育ち合う」場として保育所等が存在することで、全てのこども達の成長と発達が保障されることを目指して行きます。

最後に、本ガイドライン策定にあたり、監修およびご指導いただきました、飯田市立病院小児科部長 萩元緑郎医師に厚くお礼申し上げます。

令和6年12月

飯田市 こども未来健康部

保育家庭課



※保育所等・・・本ガイドラインにおける「保育所等」は就学前のこどもたちが過ごす全ての施設を指します。

目次

I	基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	ガイドラインの趣旨・目的	
2	医療的ケアとは	
3	保育と医療ケアの協働	
4	保護者の視点	
5	飯田市保育所等における医療的ケアの実施	
	(1) 受入れの要件	
	(2) 対象園児	
	(3) 利用日と利用時間	
	(4) 医療的ケアの内容	
6	医療的ケア児の支援に向けた役割	
	(1) 保育家庭課	
	(2) 保育所等	
	(3) 看護師	
	(4) 主治医	
	(5) 保護者	
II	保育所等入所に向けての流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	保育所等における入所に向けての流れと手続きについて	
	(1) 保育所等の利用相談・見学	
	(2) 医療的ケア実施の申し込み	
	(3) 医療的ケア児入所審査会議の開催	
	(4) 入所前面談（入所説明会）：重要事項説明	
	(5) 保護者が同意書を作成 ※保育所等の利用開始までの流れ(保護者への配布資料)	
III	保育所等の生活・集団保育での配慮・・・・・・・・・・・・・・・・	10
1	保育計画とマニュアルの作成	
2	職員連携	
3	慣らし保育の実施	
4	一日の流れ	
	(1) 登園	
	(2) 日中の保育	
	(3) 医療的ケアの実施	
	(4) 降園時等	
5	状態の定期的な評価	
6	園内での感染症の対応	
7	他の保護者・園児等への説明	
8	行事・園外活動・その他集団生活で配慮が必要な活動	
9	園内の環境整備	

IV	安全管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	1 緊急時（体調の急変・ケガ等）の対応	
	2 災害発生時（自然災害による避難等）の対応	
	3 事故等の情報共有と改善策の検討	
	4 訓練の実施	
V	関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	1 医療機関・主治医との連携	
	2 児童発達支援センター（飯田市こども発達センターひまわり）との連携	
	3 訪問看護ステーションとの連携	
	4 就学に向けた小学校・特別支援学校との連携	
	5 看護師間の連携	
	※みんなで育ちをサポートします・コラム・・・・・・・・	17

<各種様式>

◎ 入所時様式

- 〔様式1〕 医療的ケア児等の面接書
- 〔様式2〕 保育所等における医療的ケア実施申請書
- 〔様式3〕 医療的ケアに関する主治医の意見書
- 〔様式4〕 主治医指示書
- 〔様式5〕 医療的ケア児等保育に関する重要説明書及び同意書
- 〔様式6〕 医療機器預かり同意書
- 〔様式7〕 医療的ケア終了届

<参考書式> （症状に合わせて書式を変更して使用する）

◎ 記録書式

- 〔記録1〕 医療的ケア実施計画書
- 〔記録2〕 医療的ケア児等に関する連絡票
- 〔記録3〕 医療的ケア児等に関する保育日誌
- 〔記録4〕 医療的ケア児等に関する「ヒヤリハット」報告書
- 〔記録5〕 医療的ケア児等に関する事故報告書

◎ 緊急時書式

- 〔緊急1〕 緊急時対応図（フローチャート）
- 〔緊急2〕 緊急情報提供用紙 ①基本情報
緊急情報提供用紙 ②症状の観察記録 } ①②共に救急搬送時に
救急隊員に提出
- 〔緊急3〕 災害時、機材及び物品リストチェック表 サポートリスト



I 基本的事項



1 ガイドラインの趣旨・目的



本ガイドラインは、医療的ケア児を保育所等で受入れる際に必要となる、基本的な事項や留意事項を示すことにより、医療的ケア児の円滑な受け入れや、安全で安心できる保育所等の利用を目的とするものです。なお、本ガイドラインは、今後においても、必要に応じて随時見直しを行っていきます。

2 医療的ケアとは



飯田市の保育所等における「医療的ケア」とは治療を目的としたものではなく、生活行為に必要な「経管栄養」、「痰の吸引」、「血糖測定」、「導尿」等の医療行為のことを言います。

飯田市の保育所等では、医療的ケアは看護師が行うことを原則とし、医療的ケア児の主治医の指示に基づいた方法で医療的ケアを実施します。医療行為に該当しない範囲の補助等、保育士や他の職員と協力しながら進めていきます。

3 保育と医療的ケアの協働



保育所等は、保育の必要なこどもの保育を行い、健全な心身の発達を図るにふさわしい生活の場でなければなりません。医療的ケア児においても健やかな成長・発達のために、一人ひとりの発達・発育に応じた保育の提供を行うことが重要です。

さらに、周りの子ども達との関わりの中で適切かつ安全に、医療的ケアを実施する必要があります。医療的ケア児と周りの子ども達が、共に生活する中で育まれる豊かな関わりと相互理解を支えるために、個々の子どもに応じた個別指導計画を作成します。

医療的ケア児の保育は、保育士と看護師が協働して、医療的ケアが安全に実施できると共に、他の子ども達も含め保育所等全体で、医療的ケア児を支援できることが重要です。

共に育ちあうことも同士が、安心して交流できるよう、安全を確保し、衛生に配慮した体制を整備することも必要です。

4 保護者の視点



安全な利用を前提とした上で、医療的ケア児支援法の基本理念が「医療的ケア児及びその家族に対する支援は医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行わなければならない。」であることを踏まえると、保護者が医療的ケア児とその家族が保育所等の利用に関する各種取り組みを理解し、子どもにとって適切な支援であると認識することが重要です。

5 飯田市保育所等における医療ケアの実施

集団保育が可能な医療的ケア児の安全を確保するために、実施する医療的ケアの種類や対象年齢、保育を実施する時間等の要件は次のとおりとします。

(1) 受入れの要件

- ① 主治医と集団保育が可能であるのか相談できていること
- ② 病状や健康状態が安定していること
- ③ 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ④ 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること
- ⑤ 主治医面談で、医療的ケアの手技等の指導を受入れられること
- ⑥ 必要に応じ受診同行や面談等で主治医と連携を図ることができること
- ⑦ 保育所等での受入れ体制（人員配置や施設環境）が整えられていること

(2) 対象園児

3歳児クラス以上を基本とします。幼児期（3歳児クラス以上）になると、こどもは他者に関心を寄せてそれぞれの違いや多様性に気づいていきます。医療的ケア児と周りのこども達の関わりの中で共に育ち合い、安全で安心な保育を行うには、他者を理解することができる発達段階であることが重要であり、そのことを判断の目安としています。

(3) 利用日と利用時間

医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする就労等の状況、保育所等における看護師や保育士の受入れ体制等、これらの状況を勘案し、保育所等と保護者の同意の上、決定します。

◎ 利用日

利用日は、原則、月曜日から金曜日までとします。ただし、行事への参加等や特別な理由があり、安全・安心な利用が可能と判断できた場合は、それ以外の日の利用を検討することができます。

◎ 利用時間

利用時間は、原則、最長でも保育短時間（8時間）内とし、時間帯は保護者と協議の上、保育所等で決定します。なお、安全性・安心の確保が出来ないため、延長保育の利用は対応不可とします。

(4) 医療的ケアの内容

医療的ケア児支援法では、「医療的ケア」とは「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。」と定められています。

本ガイドラインに基づき、保育所等が提供する医療的ケアの内容は、医療的ケアの種類により限定するのではなく、利用の可能性を検討する中で、保育所等の人員配置や施設設備の状況から、安全・安心な提供が可能と判断された医療的ケアとします。なお、人工呼吸器による呼吸管理等、高度な医療機器を使用するものなどは、対象とならない場合があります。

*** 保育所等で提供する主な医療的ケアの内容については次の表のとおりです ***

日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立され、症状が安定している場合のみ行います。

種類	内容
経管栄養（経鼻）	鼻から、胃までチューブを通して、流動食や水分を入れることです。食べることが難しい人や、むせて肺炎になりやすい人が安全に栄養をとるための方法です。
経管栄養（胃ろう・腸ろう）	胃ろうとは、チューブで胃に直接栄養を送り込むための穴のことをいいます。なんらかの原因で口から食べ物が食べられなくなった人や、食べてもむせて肺炎などを起こしやすい人が安全に食事をとるため、胃ろうをつくります。
吸引（口腔・鼻腔内、気管カニューレ内、気管）	吸引カテーテルを鼻、口、気道内に入れて、鼻水・唾液・痰を取り除く事です。吸引しないと唾液が気管に入ったり、痰がつまることがあります。
導尿	なんらかの原因で、尿が出せなくなった時に、尿が体の外に出るように人工的に手助けすることです。
血糖管理	糖尿病などによりインスリンの分泌が十分でない場合、血液を少量採取し、血糖の測定を行います。結果に合わせて皮下注射などによりインスリンを補います。
酸素療法	なんらかの原因で、酸素が十分に取り込めない人のために、足りない酸素を補うことです。
その他	恒常的医療行為が無くても、主治医が医療的な見守りが必要と認めた場合

6 医療的ケア児の支援に向けた役割

（１）保育家庭課

保育家庭課は、医療的ケア児に関わる関係者、保護者・主治医・児童発達支援センター（こども発達センターひまわり）・小学校・特別支援学校が相互に協力し、それぞれの役割分担を実現できる体制を整備し、安全・安心を確保するために十分な措置を講じます。

【保育家庭課の主な役割】

- ① 医療的ケアに関わるガイドライン策定
- ② 医療的ケア支援に関わる教育、福祉、医療等との関係者会議の実施
- ③ 医療的ケアを実施する看護師免許を有する支援員の確保及び必要に応じた研修の実施
- ④ 主治医及び医療機関との連携
- ⑤ 医療的ケア実施例の蓄積及び分析
- ⑥ 医療的ケア実施の周知等
- ⑦ 保育所等における「医療的ケア安全委員会」の設置・運営に関わる指導・助言

(2) 保育所等

医療的ケア児が在籍する保育所等は、組織的な対応ができるよう、園長を中心に職員等が協力する体制を構築します。医療的ケアの実施に係る基準やルールの整備を行い、保護者・主治医・保育家庭課等と連携を密に行い、医療的ケア児の安全確保に努めます。また、緊急時における迅速な対応については、保育所内における実施体制や医療機関との連携を図って実施します。

【保育所の主な役割】

- ① 「医療的ケア安全委員会」の設置（保育所分掌における設置）及び運営
- ② 各職員の役割分担（P6 参照）
- ③ 医療的ケア児の支援に携わる職員の研修（医療的ケア児等支援者養成講座への参加）
- ④ 医師の指示書（様式4）に基づく「医療的ケア実施計画書（記録1）」の作成
- ⑤ 「医療的ケア実施計画書」作成後保育家庭課に提出（変更があった場合、その都度作成する）
- ⑥ 緊急時の体制整備及び医療的ケアに関わる「緊急時対応図フローチャート」の作成
- ⑦ 保護者と医療（主治医、訪問看護）福祉等との連携体制の構築
- ⑧ 「個別指導計画」の作成

(3) 看護師

看護師は、医療的ケア児の状態に応じ、その安全性を十分考慮したうえで医療的ケアを実施します。なお、主治医の指示に基づいて医療的ケアを行うことから、医療機関等との緊密な連携が不可欠であり、医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの実施内容等の情報を記録し、保育所等から保護者及び主治医に必要な応じて提供します。

【看護師の主な役割】

- ① 医療的ケア児のアセスメント・健康管理
- ② 医療的ケアの実施
- ③ 医療機関等との連携
- ④ 職員・保護者との日常的な情報共有
- ⑤ 医師の指示に基づく「医療的ケア実施計画書（記録1）」の作成補助及びその対応
- ⑥ 医療的ケアの記録・管理・報告
- ⑦ 医療的ケアに関わる「緊急時対応図フローチャート」の作成補助及びその対応

(4) 主治医

主治医は、医療的ケア児の健康状態及び実施状況について保育所等から情報を取得し、その内容に基づいて医療的ケアに関わる指示を行います。また、「医療的ケア実施計画書」等への指導・助言を行います。

【主治医の主な役割】

- ① 医療的ケア児や保育所の状況を踏まえた指示・指導・助言（看護師への手技等を含む。）
- ② 「医療的ケア実施計画書」「緊急時対応図フローチャート」への指導・助言
- ③ 保育家庭課及び保育所等への情報提供
- ④ 保護者への説明

(5) 保護者

保護者は、保育所等における医療的ケアの実施体制と責任の分担について理解し、看護師に医療的ケア児の健康状態を報告する等、適切なケアを受けるために協力します。また、保育所等と主治医の連携や緊急時の対応に関わる協力を行います。

【保護者の主な役割】

- ① 保育所等との連携・協力
- ② 看護師の不在時等への対応
- ③ 災害や事故等の緊急時対応
- ④ 医療的ケア児の健康状態の報告
- ⑤ 保育所等と主治医、訪問看護師等の連携への協力
- ⑥ 医療的ケアの物品の管理及び提供

保育所等における医療的ケア児に関わる主たる職員と役割

職種	役割		具体的な内容	
			個別内容	保護者面談
園長 (管理者)	総括 責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・個別対応内容の決定と職員への周知徹底 ・保育所内職員研修の企画 ・主治医や嘱託医と連携し、緊急時対応を事前確認 ・緊急時のリーダー ・薬の管理 等 	最終決定	○
主任	園長補佐 園児の 健康面の 把握	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員への支持伝達 ・園長補佐の役割の確認と実行 等 ※園長不在時、園長代行 	特に担任と連携を取り、職員間の調整と全体の共有	○
給食 調理員	安全な 食の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮食における給食対応 ・配慮食献立の作成 ・緊急時対応は職員と同様 等 	配慮食の調整と全体共有	必要に応じ○
担任 (保育士)	医療的ケア 児への 安全な保育 の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医や嘱託医との連携 ・保育計画の立案 ・安全で医療的ケア児が安心なクラス活動 ・他児や他のクラスへ医療的ケア児の正しい知識の周知伝達 ・緊急時対応 等 	保育計画の全体共有 クラスや保育活動全体での配慮	○
医療的 ケア 担当 看護師	安全な 医療的ケア の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医や嘱託医との連携 ・医療的ケア計画の立案 ・薬・器具の管理 ・他児や他のクラスへ医療的ケア児の正しい知識の周知伝達 ・緊急時対応 等 	クラスや保育活動全体での配慮	○
他の職員	医療的ケア 児への 適切な 配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもを把握し適切な配慮 ・緊急時対応 等 	情報共有及び職員間での連携	必要に応じ○

- ・職員は、医療的ケア児に関わる主たる役割を理解し、相互に情報交換並びに連携を図り、組織的に対応する。

Ⅱ 保育所等入所に向けての流れ

1 保育所等における入所に向けての流れと手続きについて

医療的ケアが必要な園児の保護者が、保育所等で医療的ケアを希望する場合、障害・疾病の種類や程度、医療的ケアの内容を、保育所等や保育家庭課と共有していくための手続きが必要です。

保育所等入所に向けた手続きの流れに沿って、関係者が医療的ケアの内容を確認しながら手続きを進めるため、書類等の作成が必要になります。

園児の発達や心身の状態の変化に伴い、医療的ケアの内容が変更となる場合は、主治医の指示書等を新たに作成してもらい、医療的ケアの実施について再度検討する必要があります。

(1) 保育所等の利用相談・見学

保育家庭課は、保護者から医療的ケア児に関して相談を受け付けます。その際、本ガイドラインを基に、医療的ケアを受ける場合の申し込み方法や手続き、留意点等について説明します。保護者は、入所を希望する保育所等の見学を行います。見学の際に、保健師や療育コーディネーター、保育家庭課の職員が同行することも可能です。

(2) 医療的ケア実施の申し込み

保護者は入所に通常必要とされる書類に加えて、医療的ケアに関して、保育家庭課に以下の書類を提出していただきます。

- ・ 医療的ケア児等の面接書 (様式1)：保護者が作成
- ・ 保育所等における医療的ケア実施申請書 (様式2)：保護者が作成
- ・ 医療的ケアに関する主治医の意見書 (様式3)：保護者の依頼により主治医が作成
- ・ 主治医指示書 (様式4)：保育所等の依頼により主治医が作成
- ・ 医療的ケア児等保育に関する重要説明書及び同意書 (様式5)：保護者が作成
- ・ 医療機器預かり同意書 (様式6)：保護者が作成

【医療的ケア児等面接書：様式1】	医療的ケア児受入れにあたり、在宅での状況、集団生活への対応、主治医との協力関係について聞き取りを行います。	保護者が作成し、保育家庭課に提出します。
【保育所等における医療的ケア実施申請書：様式2】	保育所等への入所について主治医と相談し、主治医から保育所等における集団生活が可能であるということを前提に、保育所等での医療的ケアの実施を申し込むものです。	保護者が作成し、保育家庭課に提出します。

【医療的ケアに関する主治医の意見書：様式3】	主治医意見書は園児の基礎疾患等に関わる状況を示し、保育所等での健康管理および医療的ケアを実施するうえでの情報とするものです。	保護者が主治医に依頼して作成してもらうものです。※文書料は保護者負担でお願いいたします。
【主治医指示書：様式4】	保育所等における医療的ケアを行う際の主治医からの指示書です。この指示書をもとに医療的ケアを行います。医療的ケア児の支援を実施するうえで、主治医の指示内容が変わる場合はその都度提出することになります。	保育所等の依頼により、主治医が作成し、園長あてに提出します。
【医療的ケア児等保育に関する重要説明書及び同意書：様式5】	医療的ケアの申し込みを行うにあたり、保育所等における医療的ケアに関する確認事項について同意を示すものです。	保護者が作成し、保育家庭課に提出します。
【医療機器等預かり同意書：様式6】	保育所等で医療機器をお預かりする場合、安全な医療機器等の取り扱いについて、お預かりする内容を確認するものです。	保護者が作成し、園長に提出します。

(3) 飯田市医療的ケア児入所審査会議の開催

保育家庭課は、飯田市医療的ケア児入所審査会議を開催し、医療的ケア実施申し込みのあった園児の受入れについて、関係者で協議の場を持ちます。安全・安心な受入れに課題がある場合は、審査会議は保護者に対して解決に向けた提案を行い、受入れが決定した場合はその旨を保護者に通知します。

(4) 入所前面談（入所説明会）：重要事項説明

園長は保育家庭課と連携し、「医療的ケアに関する主治医の意見書」（様式3）をもとに、重要事項について説明を行い、「医療的ケア実施計画書」及び「緊急時対応図フローチャート」を作成します。また、保育所等の生活における必要な事項を協議し、保護者と共有していきます。

(5) 保護者が同意書を作成

保護者は、具体的な医療的ケアの内容について通知を確認後、「医療的ケア児等保育に関する重要説明書及び同意書」（様式5）及び、「医療機器預かり同意書」（様式6）を記入し、保育家庭課に提出します。園児の発達や心身の状態の変化に伴い、医療的ケアの内容が変更となる場合は、主治医の指示書等を新たに作成してもらい、医療的ケアの実施について再度検討する必要があります。

～医療的ケアが必要なお子さんへ～

< 保育所等の利用開始までの流れ（4月利用開始の場合） >

保護者に対応いただく内容

時 期		保護者の方に準備していただくこと
6～9月頃	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">保護者から保育家庭課へ相談 ー随時ー</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">面談 お子さん・保護者 看護師・保健師・保育家庭課</div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="margin-left: 100px;">必要に応じて 主治医に確認</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所の可否について主治医に確認（お子さんの健康状態含め） ・医療的ケア児等の面接書（様式1） ・医療的ケア実施申請書（様式2）
10月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">入所申し込み案内・広報・ホームページに掲載 ・各園にて入所説明会</div>	
11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">入所申し込み・希望園に書類提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">随時相談しながら入所を決めていきます。</div>	<p>保育を必要とする理由 （就労・妊娠出産・介護等）により、それぞれ必要書類を整え申し込みます。</p>
12月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">医療的ケア児入所審査会 病院主治医 保育家庭課 園長</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">入所の可否 保育士加配の検討</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">看護師配置等の調整 看護師配置が可能か ケアが可能な環境が 調整します。</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">入所審査会 保育要件を審査し 入所を調整し、決定します。</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">入所4 決定通知</div> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>主治医へ医療的ケア意見書と指示書を依頼する。意見書、指示書の文書料は保護者負担をお願いします。（様式3,4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書の同意書（様式5,6） ・医療機器等預かり同意書（様式7） <p>その他、あれば以下の写しを提出 ①手帳（療育手帳、身障手帳） ②特別児童扶養手当受給者証の写し</p>
1～2月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">入所説明会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">一日入園</div> <div style="margin-left: 20px;">決定園で説明を受けます。 入所後の生活のことや入園準備品等の説明があります。</div>	
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">支援会議 決定園で園長、保育士、看護師等と医療ケアの方法や配慮事項について支援会議を行います。</div>	 <p>入園準備品の用意</p>
4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">保育園 入園</div> <div style="margin-left: 20px;">お子さんの状態に応じて、4月中は、慣らし保育・保護者の同行をお願いします。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">入園後…必要時、支援会議等</div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="margin-left: 20px;">入園後、お子さんの様子に合わせ必要時に支援会議を行い、お子さんがスムーズに園で生活ができるよう支援していきます。（園長・担任・看護師・副担任他 関係者）</div>	<p>医療的ケアに関わる物品の用意 （園で使用する物品もご家庭で準備をお願いします。）</p>

Ⅲ 保育所等の生活・集団保育での配慮

1 保育計画とマニュアルの作成

保育所等において、安全・安心な保育を提供するためには、医療的ケアに関する手順はもちろんの事、役割分担や注意事項等について、マニュアル等を整備しておく事が必要であり、安全かつ適正に医療的ケアを提供できるように園長を含む全ての職員が理解しておくことが重要です。

マニュアルの整備が必要と考える主な事項は次のとおりですが、これ以外でも保育所等において、必要性が認められる事項は、マニュアルとして整備します。

- ① 「組織的な体制」（職員体制、情報共有などの組織的な連携体制）
- ② 「医療的ケア実施計画書」
- ③ 「緊急時（体調の急変やケガ、救急車対応等）の対応」
- ④ 「災害時（自然災害による避難等）の対応」
- ⑤ 「医療的ケア児等に関するヒヤリハット」
- ⑥ 「医療的ケア児等に関する事故報告書」
- ⑦ 「各様式・記録に関するもの」

2 職員連携

園長が中心となって、入所前から、園児の医療的状況、発達・生活上の配慮、保護者の情報の把握などについて、施設全体で組織的に情報共有する仕組みを構築します。

日中の保育では、職員がローテーションで勤務している保育所等の施設特性を踏まえ、医療的ケアや体調への配慮、保育の実施状況、緊急時の対応などの情報共有を職員間で申し送り・共有を図り、施設職員全員が適切に連携しながら、施設全体として園児の安全を確保していくことが重要です。

3 慣らし保育の実施

保育所等へ入所することは、これまでの保護者との家庭での生活から、こども同士や職員との集団生活へと変わるため、新たな環境に慣れることが必要です。また、保護者と施設長、看護師、担当保育士とで医療的ケアの内容や方法を確認する事や、安全に過ごすための配慮事項やリスク等を踏まえた具体的な個別支援計画をたてることが必要となります。

そのため、入所後一定の期間、保護者も付き添って短時間からの慣らし保育を行い、保育の内容や医療的ケアの内容を保護者と保育所等で確認します。

慣らし保育の期間は、個々の園児の状況や看護師による医療的ケアの習熟度を踏まえて、保護者と保育所等と協議のうえ行います。

4 一日の流れ

(1) 登園

医療的ケア児の受入れは、原則、担当看護師と担任が行います。

受入れを担当する職員は、保護者から医療的ケアに必要な機器や物品を受け取り、保護者と共に故障や破損等がなく使用出来る状態であるかを確認します。

受入れを担当する職員は、医療的ケア児の家庭における前日の状況・健康状態等連絡帳等で確認します。また、確認した内容については関係する他の職員に共有します。なお、保育所等が保護者からの報告や医療的ケア児の状態等を踏まえ、安全・安心な保育が困難であると判断した場合は、医療的ケア児を預かることはできません。判断にあたっては、必要に応じて、バイタルサイン（脈拍・血圧・体温・酸素飽和度）の確認を行います。

(2) 日中の保育

医療的ケア児の健康状態を考慮しながら、一日の保育の流れに沿って、看護師、保育士などそれぞれの職員が担当する役割を確認し、職員間で連携をとりながら保育します。また、安全を確保した上で、医療的ケア児が可能な限り他の園児と関わりをもちながら過ごすことができるように配慮します。

(3) 医療的ケアの実施

保育所等で実施する医療的ケアは、主治医の医療的ケア主治医意見書・指示書に基づき、あらかじめ保護者と確認した内容及び方法で行います。

実施にあたっては、医療的ケア児の状況に配慮し、必要に応じて専用スペースなどプライバシーに配慮した上で行います。また、実施した医療的ケアを記録し、職員間で共有すると共に、連絡帳等に記載します。

保育所等は、給食や補食を提供する場合、担当の保育士や看護師等を中心として関係する職員が摂食の介助や見守りをしながら、食事の提供における指示書に基づき、安全に食事の提供を行います。また、睡眠が必要な医療的ケア児については、睡眠時チェックシート等を活用し、異変の早期発見に努めます。

(4) 降園時等

お迎え時には、連絡帳等を用いて医療的ケア児の様子や医療的ケアの実施状況を伝えると共に、登園時に預かった機器や物品を返却します。

医療的ケアの実施者と降園時に担当する職員が異なる場合も想定されるため、職員間で情報共有を行い、適切に対応します。

看護師と担当の保育士等は、当日の医療的ケア児の様子を振り返り、健康状態、活動内容、医療的ケアの提供等について、日誌に記録します。また、振り返りの中で他の職員と共有すべき事項がある場合は、園長を含む関係する職員と共有します。

5 状態の定期的な評価

保育所等は、医療的ケア児について日常的な状態の観察に加え、担当看護師と担当保育士等を中心として関係する職員による定期的な状態の評価を行い、医療的ケアの実施・活動の内容・他の園児との関わり等について、変更の必要性がないか確認し、結果について情報共有します。確認については、適宜、保護者、主治医、療育機関等に相談し、保護者の理解や専門的な見解も踏まえ、変更する内容を検討します。なお、主治医からの指示書については、医療的ケア内容の指示に変更があった場合は、随時提出してもらい、医療的ケア児の成長や状態の変化等により指示内容に変更がないか確認します。

6 園内での感染症の対応

保育所等での感染症対策については、「保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省）」に準じた対応を行います。園内で感染症が流行している場合は、保護者と情報共有し、感染する可能性があることを事前に保護者と確認します。

7 他の保護者・園児への説明

医療的ケア児の保護者の同意を得た上で、クラスに医療的ケア児が在籍することについて説明し、共に保育を行うことに対して理解を得られるように努めます。

また、幼児クラスでは、他のこどもが医療的ケア児を手助けしたり、一緒に遊ぶ様子もあることから、事故のリスクを軽減するため、実施する医療的ケアの内容や、それぞれの器具の重要性や取り扱いについて説明します。

8 行事・園外活動・その他集団生活で配慮が必要な活動

医療的ケア児に合った無理のない行事や園外活動等を計画し、あらかじめ保護者への説明と理解を得ておくほか、必要に応じて主治医と医療機関にも確認します。安全な保育のため、保護者の同伴を求める場合は、その必要性などを十分に検討し、保護者の理解と協力を得るようにします。

また、体調や天候等により、安全な保育や適切なケアの確保ができないと保育所等が判断した場合は、参加を見合わせる場合もある事について、事前に保護者の同意を得ておきます。

＊＊ 行事等で行われた具体的な配慮＊＊

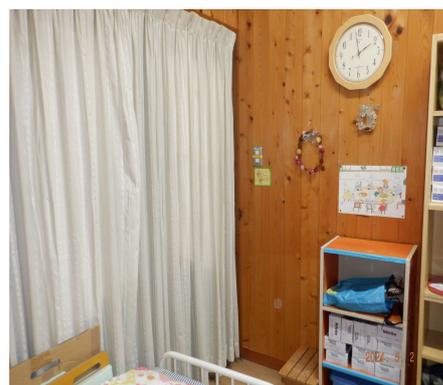
医療的ケアの内容	行事等	配慮した内容
◎導尿 (年長児)	遠足	<ul style="list-style-type: none">・遠足の行程と導尿時間を照らし合わせる。歩く距離を検討して無理のない計画であるか保護者と確認し合う。・現地を下見、導尿を行う場所の確認。写真に撮り、保護者の承諾をとる。保護者が一緒に参加の時には車で導尿を行う時もあった。・野外等で導尿を行う場所の確保が難しい場合は地区の集会所を借用したり、野外テントを持参したりして導尿を行った。
	年長特別保育	<ul style="list-style-type: none">・現地を下見、利用施設と導尿を行う場所等について打ち合わせ。導尿場所の写真を撮り、保護者の承諾をとる。

	<p>プール遊び</p> <p>運動会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉施設・プール使用の場合は施設側と相談して、みんなと一緒に同じ体験ができるように話し合い、参加できるようにした。 ・水の掛け合い等をしなが、友だちとの関わりが持てるように専用のビニールプールをプールサイドで使用する。 ・全種目に参加する。種目時間と導尿時間を照らし合わせ、出場種目と導尿の時間が重ならないように配慮した。 ・保護者の承諾を得て、こども達の話し合いの場面や育ち合いの場面をお便りにて、クラスの保護者にも伝えた。
<p>◎経管栄養 経鼻・胃ろう (年中児)</p>	<p>給食(経口栄養)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経管栄養を注入する前に、友だちと同じようにその日の献立を器に盛り付け、献立名や使われている食材を知ったり、一緒に食事を摂る時間を設ける。いろいろな食材を口にしてみながら経口でも栄養が摂れるように少しずつ食べられる量を増やしていく。

9 園内の環境整備

保育所等に在園する医療的ケア児が安全・安心に医療的ケアが受けられるように環境の整備を行う。

可愛らしく装飾された経管栄養を注入するお部屋



トミカや柔らかいボールなどの好きなおもちゃを用意して導尿の時間が嫌にならないように工夫したお部屋。冷暖房にも対応、空調を整え心地よい空間で医療的ケアが行えるようにしました。



IV 安全管理体制

緊急事態はいつ、どこで起こるかわからないため、様々な状況を想定し対応することが必要です。保育所等の各場面（活動中・行事・園外保育・災害発生時）で、個々のケースにおける各職員の役割や対応について安全管理体制をあらかじめ確認します。また、迅速な対応ができるように施設内でのシミュレーション研修等を実施します。

1 緊急時(体調の急変やケガ等)の対応

- (1) 保育所等は医療的ケア児の健康状態に異常が認められた場合やケガをした場合等、緊急時の対応方針を定めたマニュアル（緊急時対応図フローチャート）を作成します。マニュアルには、緊急時の連絡先、対応の流れ（役割分担を含む）、訓練の実施等について記載します。特に、緊急時の連絡先と対応の流れについては、保護者や主治医、救急車を要請する消防署と連携して各自の緊急時対応マニュアルを作成します。各自の緊急時対応マニュアルは救急搬送時に医療機関等に保護者の情報を伝達するために使用するため、事前に保護者に同意を得て作成。
- (2) 保育所等は緊急時対応マニュアルの内容について、緊急時、医療機関に情報提供することについて同意するように保護者に依頼します。
- (3) 保育所等は、緊急時対応マニュアル等の内容について、全ての職員で共有し、緊急事態が発生した場合に施設全体として、速やかに対応できるように体制を整えます。

2 災害発生時(自然災害による避難等)の対応

基本的には、各施設で整備している災害対策に関するマニュアルに沿って対応しますが、医療的ケア児が在籍している場合は、平時より備えておく必要があります。なお、土砂災害警戒区域や浸水想定区域に位置する保育所等については、避難指示に基づく臨時休園の判断が他の保育所等と異なる等、特別な事情を踏まえた備えが必要です。

- (1) 医療的ケア児の状態を考慮した避難時の職員による介助、避難場所や避難経路等を確認します。
- (2) 緊急時の対応手順表、医療機関の連絡先などを入れた個別の非常用リュックを園から別の場所に避難する場合に備え、持ち出す必要がある機材や物品をリストアップする。
- (3) 数日間避難することが必要な場合における医療的ケア児に必要な消耗品や薬等を確保します。
- (4) 停電や断水を想定し、電気や水が使用できない状況下でも対応できるようにします。

3 事故等の情報共有と改善策の検討

保育所等は、重大な事故を未然に防止することを目的として、事故やヒヤリハットが発生した場合については、報告書を用いて記録します。また、事故やヒヤリ・ハットの原因について分析し、防止策を検討した上、必要な対策を検証します。他の職員にも情報共有し、施設全体で再発の防止に取り組みます。なお、事故の発生次第速やかに報告書を作成し、保育家庭課へ提出します。

4 訓練の実施

保育所等は、職員の危機管理意識の向上と、緊急時や災害が発生した場合に、定められたマニュアルに沿って、落ち着いて対応できるように定期的な訓練を実施します。医療的ケア児等については、多様な場面において安全を確保するための配慮が必要であることから、定期的な訓練を行い、対応について確認するとともに、訓練の内容についても様々な角度からリスクを想定し、より現実的なシミュレーションに基づき、多職種の職員が訓練に参加できるように検討します。

V 関係機関との連携

1 医療機関・主治医との連携

保育所等は、医療的ケア児に関する医療的ケアに関する指示や体調が急変した場合の対応等については、原則、主治医に従うことを基本とすることから、速やかな連絡や継続的な相談等、主治医との協力体制を構築しておきます。また、保護者は保育所等が主治医との協力体制を構築するために、主治医に保育所等との連携・支援を依頼します。保育所等は、必要に応じて医療的ケア児の状態の定期的な評価、行事や園外活動への参加、こどもの成長に伴う、医療的ケアの内容や配慮事項の変更等について相談・連携をします。主治医への相談等にかかる経費や必要書類の文書料は保護者の負担となります。

2 児童発達支援センター(飯田市こども発達センターひまわり)との連携

保育所等で医療的ケア児の保育を行うにあたっては、医療的ケアや療育に関する専門機関と連携して、医療的ケアに関する知識を深めると共に、一人ひとりのお子さんに必要な支援を考えていくことが必要です。センターの医療的ケア児等コーディネーターや看護師らと連携する事で、安心して入園を迎え、受入れ後も必要に応じて情報共有し、医療的ケア児や保育所等に必要な支援について検討することができます。

3 訪問看護ステーションとの連携

保育所等に勤務する看護師の休暇や急な病欠の代替として、地域の訪問看護ステーションと連携して医療的ケアが継続して行われるようにしていく事が大切です。医療的ケアを実施する場合には保護者の同意のもと、主治医の指示書に従って行います。訪問看護師などは医療的ケア児担当職員や園長、担任等と情報共有するなど連携をとっていくことが大切です。

4 就学に向けた小学校・特別支援学校との連携

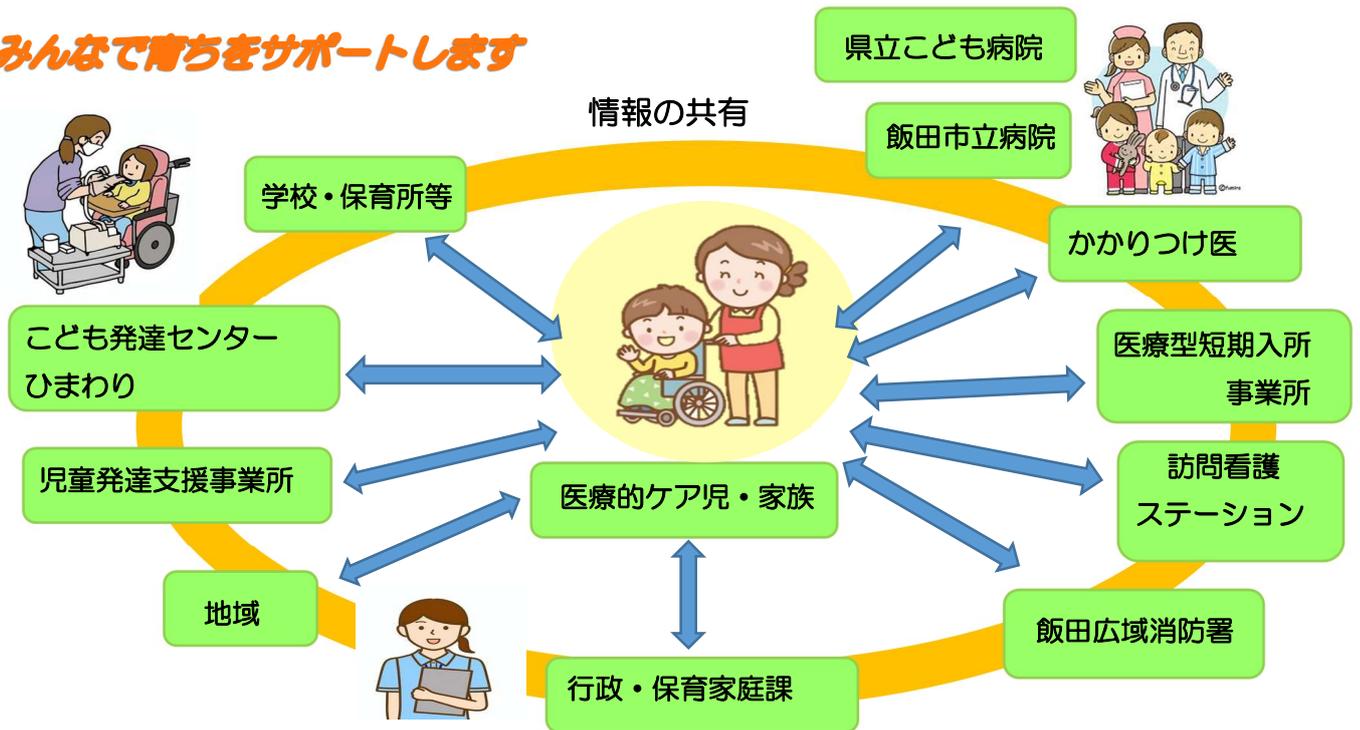
ライフステージにおいて切れ目のない支援を行うことは、全てのこどもにとって重要なことです。医療的ケア児の小学校・特別支援学校への就学に向けて、保護者の同意のもと、医療的ケア児の健康状態、保育所等での対応など、保育所等と小学校・特別支援学校が情報を共有し、連携することが大切です。その際には「保育所児童保育要録」等も活用しながら、丁寧に園での様子を伝えます。

また、集団生活での様子や医療的ケアの対応について、小学校・特別支援学校が見学を希望した場合は、見学の対応をします。

5 看護師間の連携

保育所等に勤務する看護師等の意見交換の場や研修会を設定し、つながりを広げ、相互理解や担当している医療的ケアについて共有するなど、施設間の看護師等のネットワークを進めます。

みんなで育ちをサポートします



みんなで育ち合う保育を願って

～ A君もみんなと一緒にリレーをやりたいんじゃない？～

「地域の子ども達と共に育ってほしい。」というご両親の願いを受けて、体力的にも成長したA君は年長から入所してきました。入所当初は周りの友達には興味も示さず、大人とのやりとりの中で生活をしていました。友達と一緒に生活して行く中で、名前を呼ばれたり、話しかけられることも多くなってくると、A君の表情もだんだん豊かになってきました。運動会のリレーの取り組みの時です。チーム分けの相談が始まった頃、「A君はどうする?」「A君は転んだらいけないからリレーは危ないよ」「ヘルメットを被って走るの?」頭にシャントが入っているA君を気遣っての言葉でした。「A君ってみんなが竹馬をしているとやろうとするし、リレーも一緒にやりたいんじゃない?」「じゃあ、A君に聞いてみよう」ということになり、誰が何番に走る?と話し合いながらハチマキを付けていると、自然にA君もハチマキを付け始めました。「A君もチームに入るんだ!」とA君を含めたチーム分けを子ども達は考え始めました。走る順番やチーム分けは子ども達に任せてみることにしました。「A君はみんなと同じ一周走ると疲れちゃうんだよな」「じゃあ、途中でバトンを受け取る作戦は?」何度も話し合いをしながら、A君を含めてひとり一人が力いっぱい走って悔いのないリレーとなりました。運動会での踊りもA君と友達が向かい合いながら踊ることで、友達の真似をしながら最後まで参加することができました。同じ場所で生活する中で同じことを体験し、それが自然と共有されていく、そして、「楽しかった」「うれしかった」「悔しかった」「悲しかった」という感情を友達と一緒に分かち合うことが「育ち合う」ことに繋がっていくのではないのでしょうか。そのことを子ども達から学ばせてもらいました。A君は卒園式の日「元気でね」と見送る職員に笑顔で手を振っていたかと思うと、突然、ハイタッチをしに戻って来てくれました。親指をグーッとアピールして門から出ていく姿はすいぶんたくましくなっていました。これからもA君らしく力強く育って欲しいと願います。



飯田市保育所等における医療的ケア児受入れガイドライン

発行日 令和6年12月
監修 飯田市立病院 小児科部長 医師 萩元 緑朗
発行者 飯田市 こども未来健康部 保育家庭課
〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534
Tel : 0265-22-4511 (代表)
E-mail : jidou@city.iida.nagano.jp